



JFRL 情報宅配

*** 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)****1. [「バイオマス利用技術の現状とロードマップについて」の見直しについて](令和元年 5 月 27 日)**

農林水産省では関係府省と連携して、多種多様なバイオマスの利用技術について進展状況や技術的な課題等を評価・整理した「バイオマス利用技術の現状とロードマップについて」の見直しを行い、新たな本ロードマップを決定しました。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/bioi/190527.html>

2. [「平成 30 年度食育白書」の公表について](令和元年 6 月 4 日 消費・安全局消費者行政・食育課)

第 1 部では、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」を特集し、第 2 部では、第 3 次食育推進基本計画(平成 28 年 3 月 18 日食育推進会議決定)に掲げた事項の具体的な取組状況について記述しています。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/190604.html>

3. [輸出条件早見表](令和元年 6 月 7 日更新 植物検疫所)

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu>

二国間協議により検疫条件が定められている品目

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>

*** 厚生労働省 * (<https://www.mhlw.go.jp>)**

1. [食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について](令和元年 5 月 30 日付 生食発 0530 第 2 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000513858.pdf>(施行通知)

2. [「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する意見交換会」の開催について]

厚生労働省は、農林水産省、消費者庁と共同で、7 月 2 日(火)～7 月 12 日(金)にかけて、全国 5 都市(札幌、仙台、東京、大阪、福岡)において、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する意見交換会を開催します(事前申込制、参加無料)。(2019 年 6 月 7 日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865_00014.html

*** 消費者庁 * (<https://www.caa.go.jp/>)****1. [平成 30 年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書](2019 年 5 月 30 日)**

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/

(アレルギー表示に関する調査研究事業)

2. [食品ロスの削減の推進に関する法律](令和元年 5 月 31 日 消費者政策課)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が、令和元年 5 月 31 日に令和元年法律第 19 号として公布されました。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/

3. [新たな遺伝子組換え表示制度に関する説明会資料](2019 年 6 月 4 日 食品表示企画課)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/(説明会)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/pdf/genetically_modified_190604_0001.pdf

4. [「特別用途食品の表示許可等」通知](令和元年 6 月 7 日付消食表第 68 号, 消食表第 90 号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/(特別用途食品 許可制)

・申請に関する通知(令和元年 6 月 7 日付け通知)

「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について(消食表第 68 号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_190611_0001.pdf

(別添)特別用途食品表示許可基準並びに特別用途食品の取扱い及び指導要領

(別紙)新旧対照表

[概要]特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止

・特別用途食品の表示に関する Q&A(令和元年 6 月 7 日付け通知)

「特別用途食品の表示許可等に関する質疑応答集」の一部改正について(消食表第 90 号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_190611_0005.pdf

(別添) 特別用途食品に関する質疑応答集

(別紙) 新旧対照表

5. 「食品表示基準について」の一部改正について(令和元年 6 月 11 日消食表第 96 号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

(食品表示基準に係る通知・Q&A について-第 16 次改正 消食表第 96 号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190611_0005.pdf

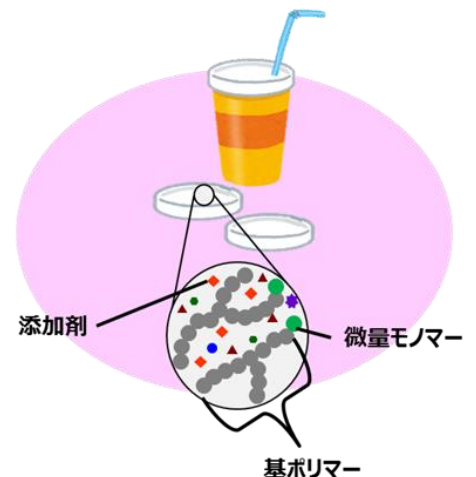
(別紙) 新旧対照表

* 今月のトピックス *

【食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について】

2018 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法の一部を改正する法律により、食品用器具・容器包装について、ポジティブリスト制度が導入されることになりました。2020 年 6 月までに施行予定であり、現在、食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会(以下、検討会という)において、制度の具体的な内容について検討が行われています。

器具・容器包装にはさまざまな素材が使用されていますが、検討会において、合成樹脂をポジティブリスト制度の対象とすることが示されました。制度の施行後、新たに製造、輸入、販売または使用する合成樹脂製の器具・容器包装はポジティブリストへの適合が求められます。ポジティブリストでは基ポリマー(合成樹脂の主体となるもの)、添加剤(合成樹脂の物理的又は化学的性質を変化させるために用いる物質)及び微量モノマー(基ポリマーに対して微量に重合可能なモノマー)が管理されることになり、リストに記載された物質しか使用できなくなります(触媒、助剤等は対象外)。2019 年 6 月 13 日に開催された第 8 回検討会において、ポジティブリスト案となる物質リスト整理表も公開されました。物質リスト整理表では、物質がリスト化されているだけでなく、使用可能な食品、温度範囲、添加量制限値なども示されています。



物質リスト整理表は必要に応じて修正が行われる予定です。追加等が必要な場合には、今後パブリックコメントで示される様式に従い物質情報の提出等の作業を行わなければなりません。

今後も行政情報を注視しながら、講演会等を通じて皆様に情報提供させていただきたいと考えております。

【参照ホームページ】

・食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_479899.html

・物質リスト整理表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

☆お知らせ☆

2019 年 7 月 1 日受託分から、耐熱性芽胞菌数の試験項目を変更いたします。

変更後) 耐熱性芽胞数

変更前) 耐熱性芽胞菌数

<https://www.jfrr.or.jp/information/678>



内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いいたします。<https://www.jfrr.or.jp/contact/create>